

「新しい農村政策の在り方に関する検討会」開催要領

令和2年4月22日付け2農振第232号

一部改正 令和2年11月24日付け2農振第232号-1

一部改正 令和3年3月26日付け2農振第232号-2

一部改正 令和3年5月13日付け3農振第437号

一部改正 令和3年11月8日付け3農振第437号-1

1 目 的

農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されており、こうした動きも踏まえ、農村の振興に関する施策を推進していく必要がある。

こうした課題について幅広い視点から検討を進めるため、有識者から成る新しい農村政策の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 委員及び運営

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- (4) 座長は、委員の互選により選任する。
- (5) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。
- (6) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。
- (7) 検討会には、オブザーバーとして他府省の職員の出席を求めることができることとする。
- (8) その他、検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

3 公 開

- (1) 検討会の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- (2) 検討会においては、議事概要を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。

4 事務局

検討会に係る事務は、農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。

別 紙

新しい農村政策の在り方に関する検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

◎：座長

◎	おだぎり とくみ 小田切 徳美	明治大学農学部 教授
	かわい ゆき 川井 由紀	JA 高知女性組織協議会 理事
	さしで かずまさ 指出 一正	(株)ソトコト・プラネット 代表取締役・『ソトコト』編集長
	しまだ あきふみ 嶋田 暁文	九州大学大学院法学研究院 教授
	ずし なおや 図司 直也	法政大学現代福祉学部 教授
	はた けんいちろう 羽田 健一郎	長野県長和町 町長
	ひらい たろう 平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科 教授
	まえがみ ゆり 前神 有里	(一財)地域活性化センター フェロー・人材育成プロデューサー
	やなか しゅうご 谷中 修吾	(一社)INSPIRE 代表理事 /BBT 大学 経営学部グローバル経営学科 学科長・教授
	わかな ちほ 若菜 千穂	(NPO法人)いわて地域づくり支援センター 常務理事